

改訂版 盛和塾《岡山》規約

【名称】

第1条 本塾は盛和塾《岡山》と称する。

【目的】

第2条 本塾生は、塾長である稲盛和夫氏の人生哲学、経営哲学、企業家精神の真髓を学び、塾生の相互研鑽、交流を通じて、事業の隆盛と人徳の和合を図り、経済界の担い手として国際社会に通用する模範的経営者たることの認識を深め、かつそれを実践する。

【事業】

第3条 本塾は前条の目的を達成するために、本部事務局と連携して次の事業を行う。

1. 塾長例会及び世界大会への参画、自主例会等の企画・開催
2. その他、上記目的に関する活動

【事業年度】

第4条 本会の事業年度は毎年1月1日より12月31日までとする。

【事務局】

第5条 盛和塾《岡山》事務局を下記に置く。

住所：〒700-0031 岡山市北区富町2丁目5番27号 ノーイン(株)

【本部事務局】

第6条 本部事務局とは、稲盛塾長の方針を各塾に伝えると同時に各塾の事業運営の円滑化を助け、各塾間の交流、各種調整をはかるために設置される。
但し、稲盛塾長が適切と判断した時、本部事務局は解体される。

【塾の規模】

第7条 塾の規模（塾生数）は、開設地区の地域性（地理・交通・経済圏・企業数）等を考慮し、地域社会に良い影響を与える事が出来る規模を目指す。

- 1) 活発な運営を維持する為には100名以上が望ましい。
- 2) 塾生数が増えて、運営上適当と判断された場合は、更に塾を活性化することを目的に塾を分割（分塾）、すなわち同一都道府県内に複数塾を開設する事ができる。

【塾生】

第8条 本塾は盛和塾《岡山》の近隣地区に事業所を有し、又は在住する者で旺盛な熱意と意欲で稲盛経営哲学を学び実践しようとする、経営者又は経営者に準ずる者で、本塾の目的に賛同する塾生によって構成する。

【入 塾】

第9条 入塾を希望する者は、所定の入塾申込書入手の上、紹介者又は直接所轄事務局に提出し世話人会の承認をうけ、その後盛和塾本部事務局の承認を受けなければならない。

【退 塾】

第10条 退塾は、書面による届出ののち、世話人会の承認を得て退塾することができる。
世話人会は著しく出席率が悪い場合、塾の目的にふさわしくない行為があったと認められるとき又は会費の滞納があったときは除名することが出来る。

【会 費】

第11条 塾生は、世話人会が別に定める細則に従って会費等を前納しなければならない。
会費は、活発な運営を維持する為に、一人年間10万円前後が望ましいが、開設地域固有の事情並びに塾の規模によって各塾で決める事が出来る。

- 1) 年会費は、盛和塾本部事務局へ拠出する本部会費と所属塾会費で構成される。
- 2) 納入した会費は理由を問わず返還しない。
- 3) 過度な会費の内部留保は避け、必要に応じて社会還元（寄付）・年会費調整を行う。

【世話人】

第12条 本塾は、代表世話人、世話人を若干名置く。

- 1) 代表世話人は、その塾を代表するが、あくまでもお世話役である。
- 2) 代表世話人は、その塾の発展（活発で良質な運営）に多大な影響を及ぼす者と自覚し、利他の精神で塾運営にリーダーシップを発揮する。
- 3) 代表世話人、世話人は利他の心をベースにして、積極的に塾生の模範となり塾の運営を維持し、稲盛経営哲学を学ぶ有効な機会を企画・実施する等、お世話係に徹する。特別な権利が付随するものではない。
- 4) 代表世話人の任期は、2年を一期とし、2期まで務める事ができる。
但し、後任者が整わない場合は、更に2年まで延長を認め最大6年とする。
代表世話人はその任期中に後任者育成にも注力する。
- 5) 世話人の任期は通常2年を基本とする。但し2年まで延長を認め最大4年とする。
- 6) 代表世話人・世話人は世話人会における互選又は、世話人会で定めた方法により選出する。

【監 査】

第13条 本塾は、会計監査を若干名置く。

【理 事】

第14条 本部事務局をサポートし全国の塾の適切な運営について助言・アドバイスを行う事を目的に盛和塾理事を置く。なお、理事に特別な権利が付随するものではない。

- 1) 理事会は代表理事1名と理事で構成される。
- 2) 理事の選定及び任期は稲盛塾長の専決とする。

【総 会】

第15条 本塾は毎年1回定例総会を開催する。

- 1) 総会は次の事項を議決する。
 - ① 事業計画、事業報告の承認
 - ② 予算、決算の承認
 - ③ 代表世話人・世話人の承認
 - ④ 規約の改正に関する事項
 - ⑤ その他世話人会で必要と認めた事項
- 2) 総会は塾生の2分の1以上出席（委任状を含む）により成立し、出席者の過半数を以て議決し、可否同数のときは議長がこれを決する。
- 3) 世話人会が必要と認めた時、又は塾生の2分の1以上の請求があった時には、臨時総会を開催する。

【世話人会】

第16条 本塾は定例世話人会を年間計画に基づき開催する。但し、代表世話人が必要と認めた場合は臨時世話人会を開催する。

- 1) 世話人会は次の事項を議決する。
 - ①事業計画、事業報告、予算、決算等の作成
 - ②塾生の入退塾に関わる事項
 - ③世話人の選出に関わる事項
 - ④その他本塾の運営に関し、世話人会が必要と認めた事項

【自主例会の内容】

第17条 塾が企画する自主例会の内容は、稲盛経営哲学を中心に置き、塾長の教えを真摯に忠実に学ぶ事を心がける。著しく稲盛経営哲学の学びから逸脱する内容になってはならない。その為にも企画並びに教材は吟味して決定する。

*本部事務局が推奨する自主例会の内容は以下の通りとする。

- ①塾長講話ビデオ視聴（体験発表および経営問答も含む）
- ②所属塾生による体験発表（稲盛哲学を実践して経営がどう変わったか）
- ③他塾生による体験発表（稲盛哲学を実践して経営が良くなった等）
- ④京セラ会計学および京セラアメーバ経営の勉強会
- ⑤塾長著書並びに機関誌[盛和塾]等の塾長関連書籍を用いた輪読会

【冊子・刊行物】

第18条 塾の運営に必要と認められた塾報誌・記念誌など冊子及び刊行物又はそれに類するものは事前に本部事務局への申請・承認を必要とする。

【コンプライアンス】

第19条 塾における事務管理及び金銭管理については、別途塾の目的に則った、用途・目的を明確にしたルールを設ける。

【肖像権・所有権】

第20条 稲盛塾長の写真・映像などの肖像権を侵してはならない。講演・講話の内容の著作権、録画映像、収録音声などの所有権は、全て稲盛塾長個人に帰属する。

- 1) 商品開発・販売など営利を目的に稲盛塾長の写真・映像・言葉等を引用してはならない。
但し稲盛塾長又は稲盛塾長にその権限を委任されているものが承認したものはその限りではない。
- 2) 塾の運営に必要と思われる教材・冊子・自主例会への稲盛塾長の写真・映像・言葉等の使用は、本部事務局の承認を必要とする。また、本部事務局が必要と認めた場合は稲盛塾長の承認を必要とする。

附則

本規約の即時適用は行わない。2016年1月より本規約を適用する。